

**④新型コロナウイルス感染症対応記録集作成
について（沖縄県医師会・宮里副会長）**

令和2年2月14日に1例目の新型コロナ患者が発生し3年が経過した。既に案内のとおり、ソフトランディングに向けて順次対応方針が変わっていく。その様なことから、この3年間の県医師会の取り組みを後世に伝えるため、記録集を編纂する。各地区での取り組みも纏めておいて頂きたい。また記録集の作成にあたっては編集委員会を設置するので、各地区から委員派遣について協力をお願いしたい。

**⑤医師会の組織強化について
（沖縄県医師会・稲田常任理事）**

日本医師会の組織率については、2000年の60.4%をピークに漸減傾向にあり、2021年12月時点では51.2%である。組織率が50%を下

回るようになると全ての医師を代表する組織としての存在意義が薄れてしまい、政府に対する医療政策提言等、発言力が低下するのではと危惧する。そのため、若手医師の入会促進及び医師会員として定着して貰うための動機付けに、日本医師会は令和5年度より「医学部卒業後5年目までの会費減免期間の延長」を決定した。また本会も同様に対応することを理事会で決定し、来る3月23日の臨時代議員会で了承いただく予定である。また今後、組織強化に向けた具体的な取り組みを行うため、会内に組織強化検討委員会を設置すると共に、若手医師を中心としたワーキンググループを立ち上げ、医師会の魅力や医師会へ求めること等を議論いただき、組織強化の対応策として反映していきたい。組織強化に向けた取り組みについて各地区の協力をお願いしたい。

お 知 ら せ

沖縄県医師会会費減免制度について（ご案内）

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出 産・育 児	卒 後 5 年 間	高 齢
対 象 者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された（これから出産予定の）女性会員で、出産・育児休業取得者（日医は休業取得・未取得は問わない）	すべての会員	年齢が満77歳に到達した会員
減 免 期 間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例：平成29年4月1日に出産した場合→平成30年度が減免	医学部卒業後の5年間（年度単位）	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添 付 書 類	診 断 書	母 子 手 帳 の 写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】 沖縄県医師会 経理課 TEL：098-888-0087